

吹田市災害時医療救護活動マニュアルの 修正について

- (1) 吹田市災害時医療救護活動マニュアルの修正について 資料 2 - 1
- (2) 吹田市地域防災計画 資料 2 - 2
- (3) 吹田市災害時医療救護活動マニュアルの修正内容 資料 2 - 3
- (4) 吹田市災害時医療救護活動マニュアル (平成 28 年 10 月修正)
資料 2 - 4

吹田市災害時医療救護活動マニュアルの修正について

1 趣旨

- (1) 本年 4 月の機構改革に伴い、吹田市地域防災計画に位置付けられる吹田市災害対策本部健康医療部医療班の行動計画である「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」(以下「マニュアル」という。)の修正を行いました。
- (2) また、本年度末を目途に、吹田市地域防災計画の改訂が予定されることから、同計画の改訂に伴うマニュアルの修正も別途必要となってきますが、今回は、暫定的に機構改革のみを反映したマニュアルの修正となっています。

2 機構改革に伴う吹田市地域防災計画の修正点 資料 2 - 2参照

- (1) 福祉保健部の副部長を健康医療部長とする。
- (2) 福祉保健部医療班の構成に、新たに地域医療推進室長及び北大阪健康医療都市推進室長を加え、地域医療推進室長を医療班の班長とする。
- (3) 事務分掌の担当室（課）に地域医療推進室を加える。
- (4) 事務分掌に北大阪健康医療都市推進室の業務を加え、担当室（課）に同室を加える。

3 「吹田市災害時医療救護活動マニュアル」の修正点 資料 2 - 3参照

- (1) 医療班の構成室課、医療班の責任者の変更
- (2) 1~2号配備の変更に伴う修正
- (3) 医療班の参集場所の変更（保健センターから各職場へ変更）
- (4) 北大阪健康医療都市推進室の活動の追記

吹田市地域防災計画 総則・災害予防対策 第2編 災害予防対策 予防-32 ~ 予防-39
 (平成28年(2016年)4月1日から適用(機構改革に伴う読み替え暫定版))

※下記表の部、班は、吹田市災害対策本部の組織名

部	班	事務分掌	担当室(課)
福祉保健部 ◎福祉部長 ○健康医療部長	庶務班 ◎福祉部次長 ○福祉指導監査室長	1 部内の庶務に関すること。 2 他班との調整に関すること。 3 活動報告、応援要請及び応援可能要員の報告に関すること。 4 所管施設の被害状況の集約及び報告に関すること。 5 死者、負傷者の集約及び報告に関すること。 6 ボランティアに関すること。 7 社会福祉協議会等社会福祉諸団体との連絡調整に関すること。	福祉総務課 総合福祉会館 福祉指導監査室
	救護班 ◎高齢福祉室長 ○障がい福祉室長 ○生活福祉室長	1 高齢者及び障がい者の救援・救護対策に関すること 2 高齢者及び障がい者の被災状況・避難所生活に関すること。 3 高齢者及び障がい者の医療・保健施設の手配・移送等にかんすること。	高齢福祉室 障がい福祉室 地域保健福祉センター
		4 移管施設の入所者の保護に関すること。	高齢福祉室
		5 民生委員・児童委員を通じての被災状況の収集に関すること。 6 義援金に関すること。	福祉総務課
		7 遺体の収容、遺体収容所の運営に関すること。 8 災害見舞金、災害弔慰金、災害援護資金、災害救助資金等の支給に関すること。	生活福祉課
	医療班 ◎地域医療推進室長 ○保健センター所長 ○国民健康保険室長 ○北大阪健康医療都市推進室長 (健康医療部)	1 医療関係機関との連絡調整に関すること。 2 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。	地域医療推進室 保健センター 国民健康保険室 (健康医療部)
		3 予防接種に関すること。	保健センター 地域医療推進室 休日急病診療所 (健康医療部)
		4 医療救護班編成、医療救護所設置及び医療救護班との連絡調整に関すること。 5 医療救護班活動の把握、医療救護班活動継続の必要の有無の判定及びこれらの情報に関すること。 6 医療救護班・医療要員・医療用資器材・医療品等の医療関係機関等への支援要請に関すること。 7 被災傷病者の把握に関すること。 8 事業区域の被害調査・応急復旧等に関すること。	地域医療推進室 保健センター 国民健康保険室 北大阪健康医療都市推進室 (健康医療部)

※◎は部長、班長を、○は副部長、副班長を示す。

吹田市災害時医療救護活動マニュアルの修正内容

	該当箇所	修正内容	修正前	修正後
1 【1頁】	全体	平成28年4月に新たに健康医療部が創設されたが、「吹田市地域防災計画」で示される災害対策本部体制の中の部班名と市役所の機構名にずれが生じたため、 <u>部班名の後ろにかっこ書で機構名を記載</u>	福祉保健部医療班	福祉保健部医療班（ <u>健康医療部</u> ）
2 【2頁】	1 基本的な考え (6) 福祉保健部医療班の本文	機構改革に伴う新設室の設置と班編成の変更による修正	吹田市地域防災計画に基づき、 <u>福祉保健部保健センター及び国民健康保険室職員</u> で構成し、医療情報の収集や医療救護所の設置運営を行う。	吹田市地域防災計画に基づき、 <u>健康医療部地域医療推進室、国民健康保険室、保健センター及び北大阪健康医療都市推進室職員</u> で構成し、医療情報の収集や医療救護所の設置運営、 <u>北大阪健康医療都市における市の施工事業の被害調査・応急復旧等</u> を行う。
3 【2頁】	2 福祉保健部医療班の役割 (1) 参集 ア1号配備の本文	1号配備の変更等による修正	<u>保健センター</u> 所長は・・・ <u>保健センター</u> に参集する。	<u>1号配備職員（健康医療部長、地域医療・保健施策担当理事、健康医療部次長、地域医療推進室長）</u> は・・・ <u>本庁舎</u> に参集する。
4 【2頁】	2 福祉保健部医療班の役割 (1) 参集 イ2号配備の本文	2号配備の変更等による修正	<u>2号配備職員</u> は・・・ <u>保健センター</u> に参集する。	<u>2号配備職員（国民健康保険室長、保健センター所長、北大阪健康医療都市推進室長、総括参事）</u> は・・・ <u>各勤務場所</u> に参集する。

	該当箇所	修正内容	修正前	修正後
5 【2頁】	2 福祉保健部医療班の役割 (1) 参集 ウ3号配備の本文	3号配備の参集場所の変更による修正	・・・ <u>庶務班との連絡係を残し、全職員が保健センターに参集する。なお、巡回や資材搬入のため、数台の軽自動車を本庁より、回送する。</u>	・・・ <u>全職員が各勤務場所に参集する。(以下削除)</u>
6 【2頁】	2 福祉保健部医療班の役割 (2) 役割 ア医療班責任者	機構改革による修正	<u>保健センター所長を、医療班責任者とする。所長が出勤できない場合は・・・。両者とも出勤できない場合は、保健センターの役職上位者、・・・順に指揮する。</u>	<u>地域医療推進室長を、医療班責任者とする。室長が出勤できない場合は・・・。両者とも出勤できない場合は、地域医療推進室の役職上位者、・・・順に指揮する。</u>
7 【2頁】	2 福祉保健部医療班の役割 (2) 役割 オ医療救護所の設置判断	機構改革等による修正	・・・ <u>保健センター所長が医療救護所設置を行う。</u>	・・・ <u>医療班責任者が医療救護所設置を行う。</u>
8 【3頁】	2 福祉保健部医療班の役割 (2) 役割 ク北大阪健康医療都市の被害調査・応急復旧	機構改革による追加	(記載なし)	(新規追加) <u>ク 北大阪健康医療都市の被害調査・応急復旧</u> <u>北大阪健康医療都市における市の施工事業の被害状況を調査し、安全を確認するとともに応急復旧活動を行う。また、必要に応じて北大阪健康医療都市内の道路、公園など公共施設の被害状況の把握に努める。</u>
9 【6頁】	4 医療救護所の設置・運営 (1) 医療救護所の設置判断 ウ設置の手順等	機構改革による修正	(エ) <u>保健センターでまとめた最新医療情報を取り寄せる。</u>	(エ) <u>地域医療推進室でまとめた最新医療情報を取り寄せる。</u>

平成 28 年 10 月修正

吹田市災害時医療救護活動マニュアル

このマニュアルは、大規模な自然災害等が発生した場合に、府及び医療関係機関の協力により医療救護活動が迅速・適切に行えるよう、吹田市災害対策本部福祉保健部医療班（健康医療部）が吹田市地域防災計画に基づき、具体的にどのように行動すべきかを補足したものである。

1 基本的な考え

（1）災害時医療救護活動

災害のため医療機関等が混乱した場合、住民等を誘導し、医療等の提供を行い、被災者の保護を図る活動である。

（2）消防による現場救急活動

災害発生直後の短期間、消防が災害現場付近に設置する救護所（応急救護所）で、主に搬送前の応急処置、トリアージ等を行う。

（3）市内の病院

施設の被害や入院患者の対応に取り組んだうえで、災害被災者が多数救急搬送されることを前提として、医療スタッフや物資の確保などに努め、救急体制を整え災害時救急診療を開始する。

（4）市内の診療所

診療体制を整えることを優先して取組み、通常の診療に加え地域の被害者に対して、可能な治療を行う。また、被害等の状況により、診療体制を整えることができないと判断した場合は、医師会から連絡があれば医療救護所開設予定施設へ出向き、福祉保健部医療班（健康医療部）に協力を申し出る。

（5）医療救護所

診療活動は、病院や診療所等の機能が確保できない場合に、災害発生直後から中長期間にわたって、市内で設置される救護所（医療救護所）で、主に診療機関への誘導、軽症の傷病者の医療や被災者等の健康管理等を行う。

（6）福祉保健部医療班（健康医療部）

吹田市地域防災計画に基づき、健康医療部地域医療推進室、国民健康保険室、保健センター及び北大阪健康医療都市推進室職員で構成し、医療情報の収集や医療救護所の設置運営、北大阪健康医療都市における市の施工事業の被害調査・応急復旧等を行う。

2 福祉保健部医療班（健康医療部）の役割

(1) 参集

ア 1号配備

1号配備職員（健康医療部長、地域医療・保健施策担当理事、健康医療部次長、地域医療推進室長）は勤務時間外に震度4を観測した場合は、本庁舎に参集する。

イ 2号配備

2号配備職員（国民健康保険室長、保健センター所長、北大阪健康医療都市推進室長、総括参事）は勤務時間外に震度5弱を観測した場合は、各勤務場所に参集する。

ウ 3号配備

福祉保健部医療班（健康医療部）は、勤務時間外に震度5強以上を観測し、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、全職員が各勤務場所に参集する。

エ 各配備とも参集後に電気・水道・電話など施設の被災状況を把握し、その復旧に努める。

(2) 役割

ア 医療班責任者

地域医療推進室長を、医療班責任者とする。室長が出勤できない場合は、国民健康保険室長を医療班責任者とする。両者とも出勤できない場合は、地域医療推進室の役職上位者、国民健康保険室の役職上位者の順に指揮する。

イ 関連機関との連携体制

(ア) 平常時の対応

府吹田保健所が主催する「吹田保健所管内危機管理連絡会議」に参加し、災害時における吹田市、府吹田保健所や吹田三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）との連携・役割分担について事前に協議を行う。

(イ) 災害時の対応

府吹田保健所が主催する吹田保健所管内危機管理連絡会議から災害時に移行する地域災害医療本部会議に参加し、医療情報の交換や医療救護所の設置・運営について協議を行う。

ウ 医療情報の収集

地域災害医療本部会議での協議に基づき、参加機関が手分けして、病院や診療所の被害状況や医療救護所の状況を収集する。

エ 医療救護所の状況把握

福祉保健部医療班（健康医療部）から、市内6か所の医療救護所設置予定場所へ数名ずつを派遣し、状況把握を行う。また、避難所施設管理者との連絡調整に当る。

オ 医療救護所の設置判断

各病院・診療所からの医療情報及び医療救護所設置予定場所の状況に基づき、地域災害医療本部での協議を受けて、統括部に報告したうえで、医療班責任者が医療救護所設置を行う。

カ 医療救護所の運営

地域災害医療本部会議で報告、協議、連携のうえ、市内外からの人員や物資の確保などを行う。

キ 避難所の巡回

医療救護所を含む医療情報を把握した上で、地域災害医療本部会議で報告、協議、連携し、避難所巡回マニュアルに基づき、避難所の巡回を実施するとともに、医療を必要とする避難者に医療情報を提供する。

ク 北大阪健康医療都市の被害調査・応急復旧

北大阪健康医療都市における市の施工事業の被害状況を調査し、安全を確認するとともに応急復旧活動を行う。また、必要に応じて北大阪健康医療都市内の道路、公園など公共施設の被害状況の把握に努める。

3 医療情報等の収集活動

(1) 医療情報の報告

医療情報の収集・発信は、福祉保健部医療班（健康医療部）が中心となることを原則とし、庁内各部や関係機関で災害時の医療情報を把握した者は、地域災害医療本部会議へ直ちに報告する。

(2) 医療情報の収集

福祉保健部医療班（健康医療部）は、地域災害医療本部での役割分担に基づき市内で震度5強以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、市内の病院・診療所に対し、以下の情報等について、次ページの聞き取りチェック表を活用し電話等で把握する。

ア 人的被害の状況

イ 医療機関の被害状況、活動状況、空床状況等

ウ 被災地医療ニーズ（待機者数等）

(3) 医療情報収集の分担

ア 病院 …府吹田保健所が情報を把握する。

イ 診療所…福祉保健部医療班（健康医療部）と医師会が情報を把握する。

ウ 歯科 …福祉保健部医療班（健康医療部）と歯科医師会が情報を把握する。

エ 薬局 …福祉保健部医療班（健康医療部）と薬剤師会が情報を把握する。（薬局への聞き取り内容は医療機関に準じる）

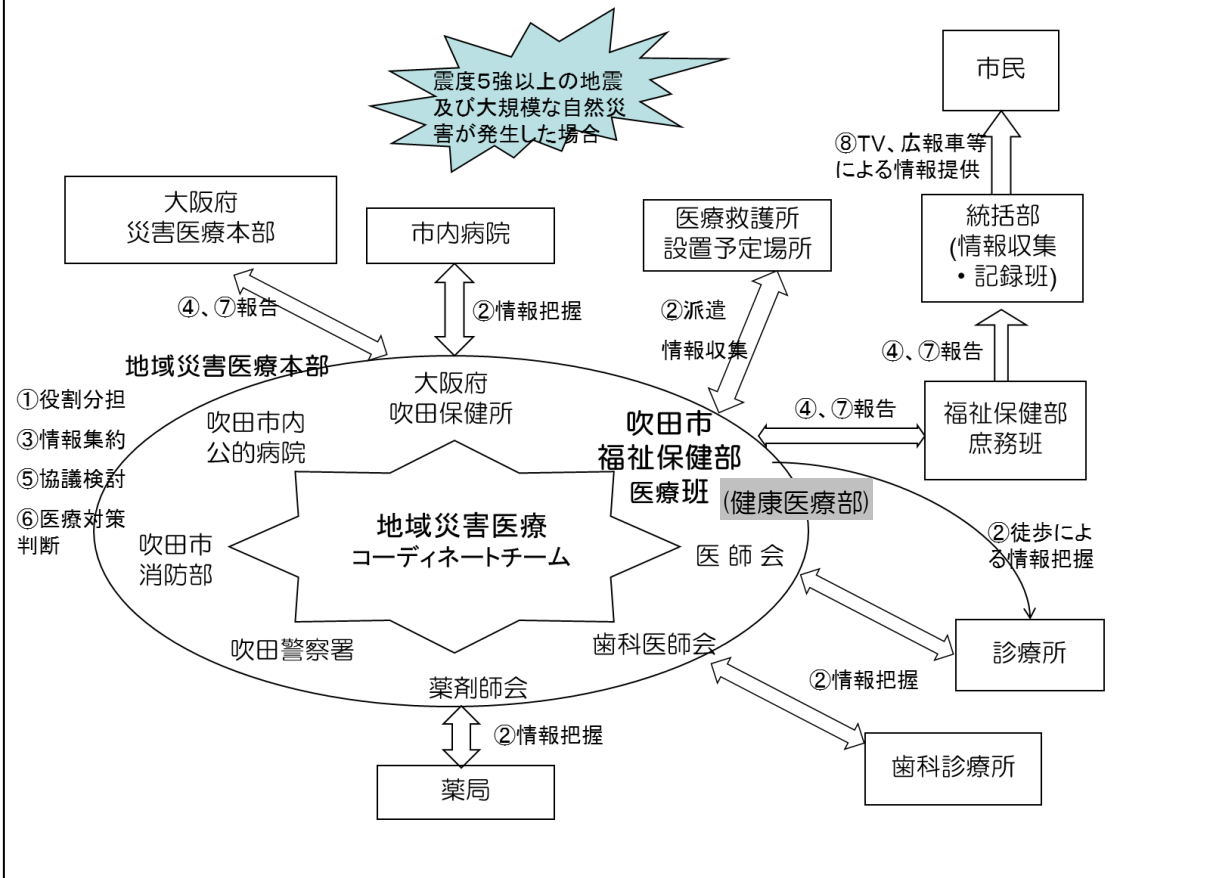
オ 医療救護所設置予定場所…医療班職員を数名派遣し、施設管理者と連携して被害状況、参集状況及び必要物資などを把握し、医療班責任者に報告する。

なお、電話回線の断絶等により情報収集ができない場合は、配置されているMCA無線、軽自動車や徒歩等により災害医療情報の収集にあたる。

(4) 医療情報の報告

収集した情報については、地域災害医療本部会議で情報共有するとともに、福祉保健部庶務班を通じて統括部に報告する。また、医療救護所や医療機関等生活関連情報についての広報は、統括部が行う。

3 医療情報等の収集活動



聞き取りチェック表

医療機関名： (担当者： 様)

聞き取り日時： 年 月 日 時 分

担当者：

1 医療機関の被害状況（人的被害含む）

スタッフ： けが人有り 全員無事 不明

建物： 全壊 半壊 破損なし その他（ ）

水道： 不通 開通 不明

電気： 不通 開通 不明

ガス： 不通 開通 不明

電話： 不通 開通

2 診療再開のめど：

診療中 3時間以内 24時間以内 48時間以内

不可能 不明 その他（ ）

3 医療救護所を設置した場合の出勤： 可 不可

看護師の出勤の可否： 可 不可

可の場合、後日医療救護所予定場所を伝え、協力を要請する。

4 医薬品・水の確保状況：医薬品 有 無

水 有 無

5 その他、診療再開に当たって、緊急に必要な物品（ ）

（診療再開できる場合）空ベッド状況：

10人程度 不可能 不明 その他（ ）

6 待機状況：

人程度

7 外来患者の受け入れ対応：

可能（重症者、中等症者、軽症者 人程度、

不可能 不明 その他（ ）

8 専門医療患者の受け入れ対応：

可能（受け入れ可能な専門医療： 人数： 人程度）

不可能 不明 その他（ ）

連絡先	<input type="checkbox"/> 消防部	<input type="checkbox"/> 市民病院	<input type="checkbox"/> 福祉保健部庶務班	<input type="checkbox"/> 大阪府吹田保健所
IP	IP：801-120	IP：210-5110	IP：200-2516	
外線	6193-0119		6384-1803	6339-2225

参考：府医療対策課：防災無線 18-200-4531, 2537, 2533、6944-6027

府救急医療情報センター：6761-1199

4 医療救護所の設置・運営

(1) 医療救護所の設置判断

地域災害医療本部会議において、以下の設置基準を目安に医療救護所の設置を協議する。医療救護所の設置が必要とされた場合は、統括部本部班に報告するとともに速やかに設置に取り掛かる。

ア 設置基準

医療救護所開設に必要な医師等が市内又は他の地域から確保でき、次のどちらかの条件を満たす場合

- (ア) 市内医療機関が被災し、その機能が低下又は停止したために市内医療機関だけでは対応しきれない場合
- (イ) 傷病者が多数で、稼働可能な市内医療機関だけでは対応できない場合

イ 開設場所

あらかじめ選定した以下の中学校の中から、衛生状態、安全性を確認のうえ、被害状況、被害地域等に応じて決定する。

JR以南地域	片山・岸部地域	豊津・江坂・南吹田地域	千里山・佐井寺地域	山田・千里丘地域	千里ニュータウン・万博・阪大地域
第五中学校 Tel.6381-6038	第二中学校 Tel.6388-2031	豊津中学校 Tel.6384-3275	片山中学校 Tel.6387-1041	山田中学校 Tel.6878-0823	古江台中学校 Tel.6832-0012

ウ 設置の手順等

- (ア) 医療救護班、医薬品、医療用資器材の確認
- (イ) 不足物品の把握、調達
- (ウ) 机、椅子、衝立、毛布等を施設内から調達する。
- (エ) **地域医療推進室**でまとめた最新医療情報を取り寄せる。
- (オ) 救護所名を記した貼紙を、施設内の見やすい箇所と救護所に張る。

(2) 医療救護班の組織と役割

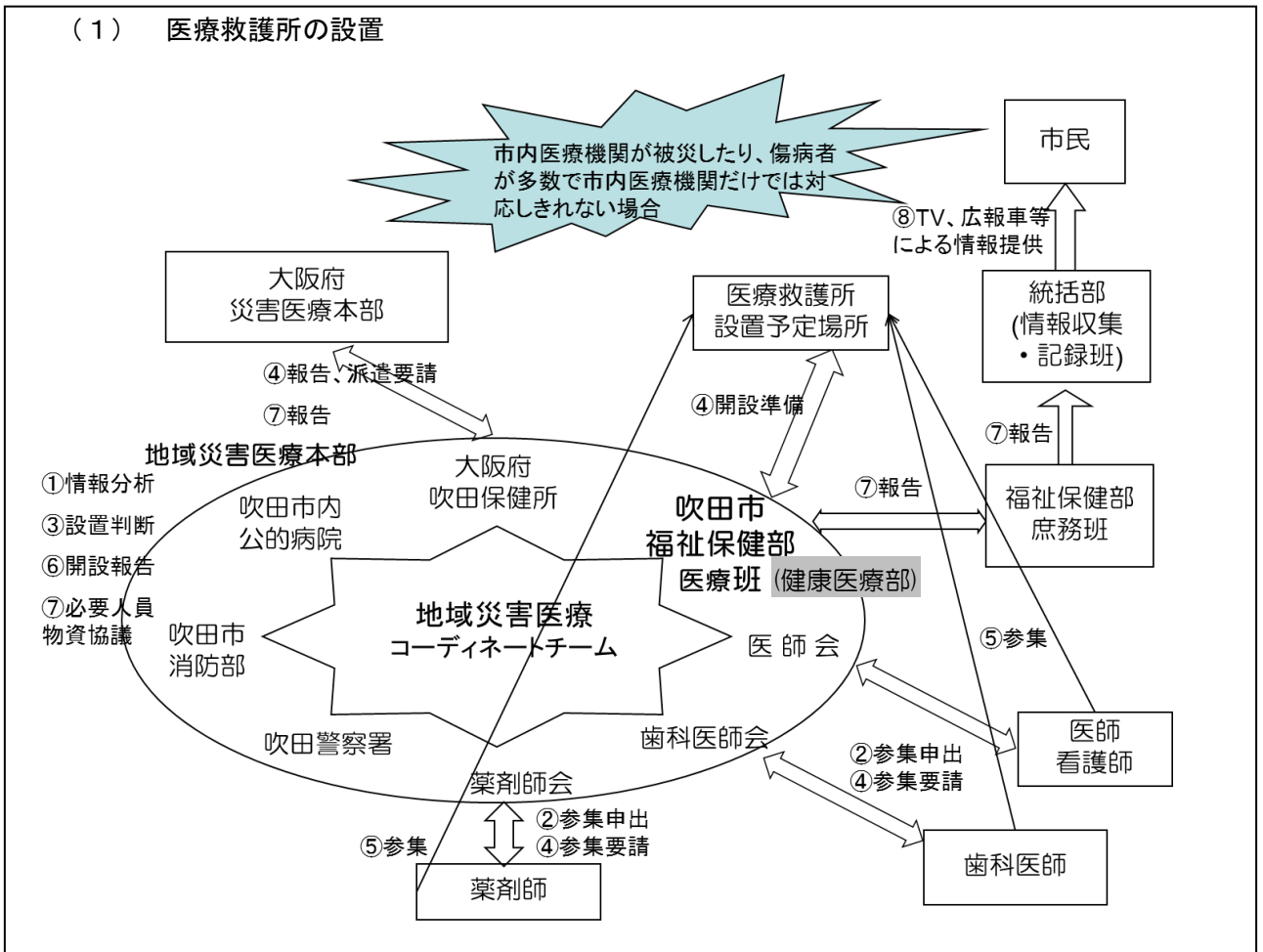
ア 医療班責任者は、収集した医療情報を基に必要と思われる医師、歯科医師、看護師や薬剤師から、医療救護班を編成し、開設を決定した医療救護所に参集するように連絡をする。また、医療班の職員が事務職として加わる。

イ 医療救護班は、現地医療活動を行うために当面必要な資器材等を携行するとともに、医療情報を基に診療機関への誘導、軽症の傷病者の治療や被災者等の健康管理等を行う。

ウ 治療については、日時、氏名、住所、年齢、保険種別、使用医薬品、治療内容など、可能な限り筆記保存する。

(3) 医療救護班の派遣要請

医療班責任者は、医療救護班が不足する場合、地域災害医療本部会議に対し医療救護班の派遣を要請する。



(4) 医療救護所の運営

ア 医療救護所の費用負担

- (ア) 医師会、歯科医師会及び薬剤師会との協定に基づき、医師や看護師等の出務報酬については、市が負担する。
- (イ) 医療機器や医薬品の購入費用については、市が負担する。
- (ウ) 医療救護班は、患者の氏名・住所・診療内容・投薬内容など可能な限り記録保存する。

イ 福祉保健部医療班（健康医療部）は、次の事項に留意のうえ、医療救護所を運営する。

(ア) 交代要員の確保

（出務者の名前、出務時間を記録のこと）

(イ) 携帯電話等通信手段の確保

(ウ) 医薬品、医療用資器材の補給

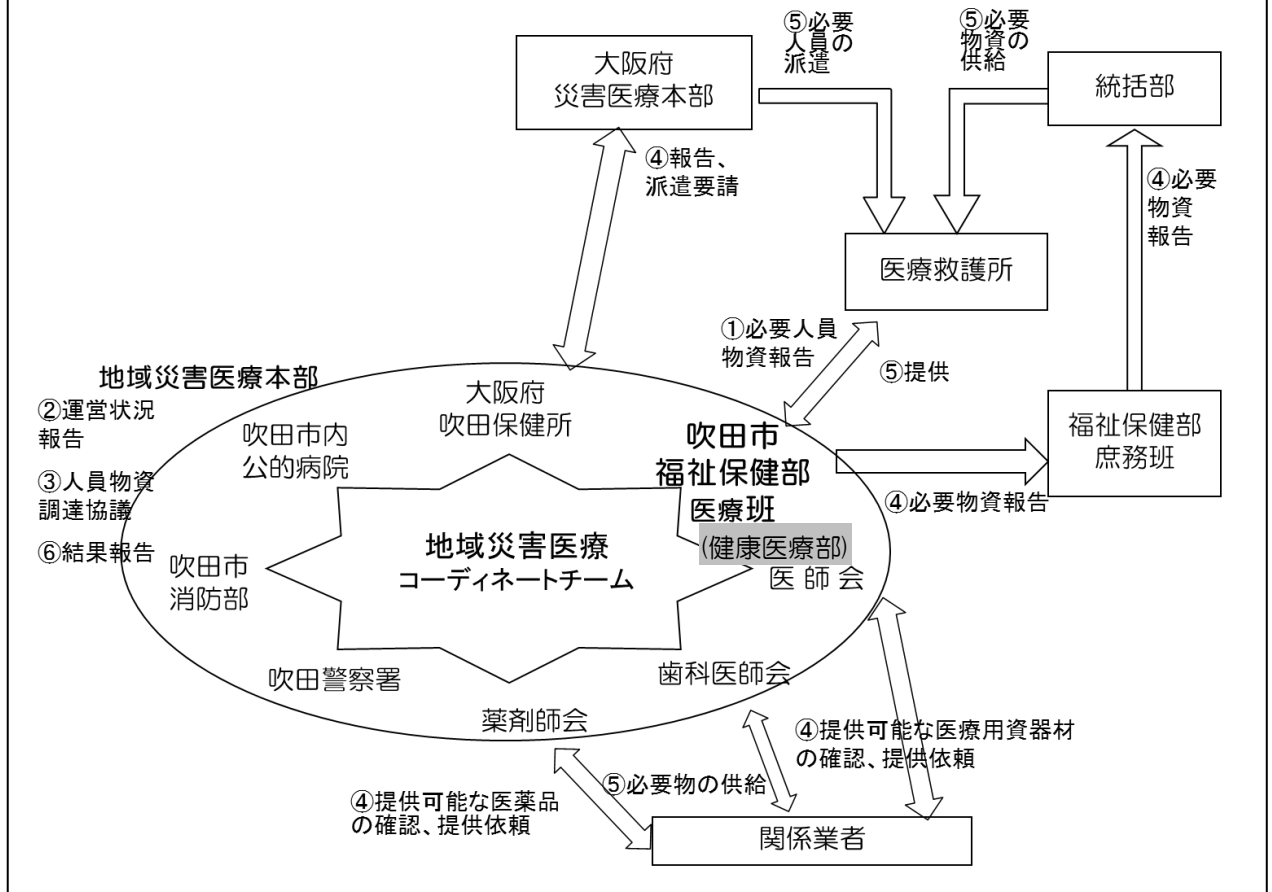
（協定に基づき、医師会、薬剤師会等に連絡し、品目数を記録のこと）

(エ) 食料、飲料水の確保（必要数の把握、統括部に連絡）

(オ) その他現地医療活動に必要な事項

(4) -イ 医療救護所の運営

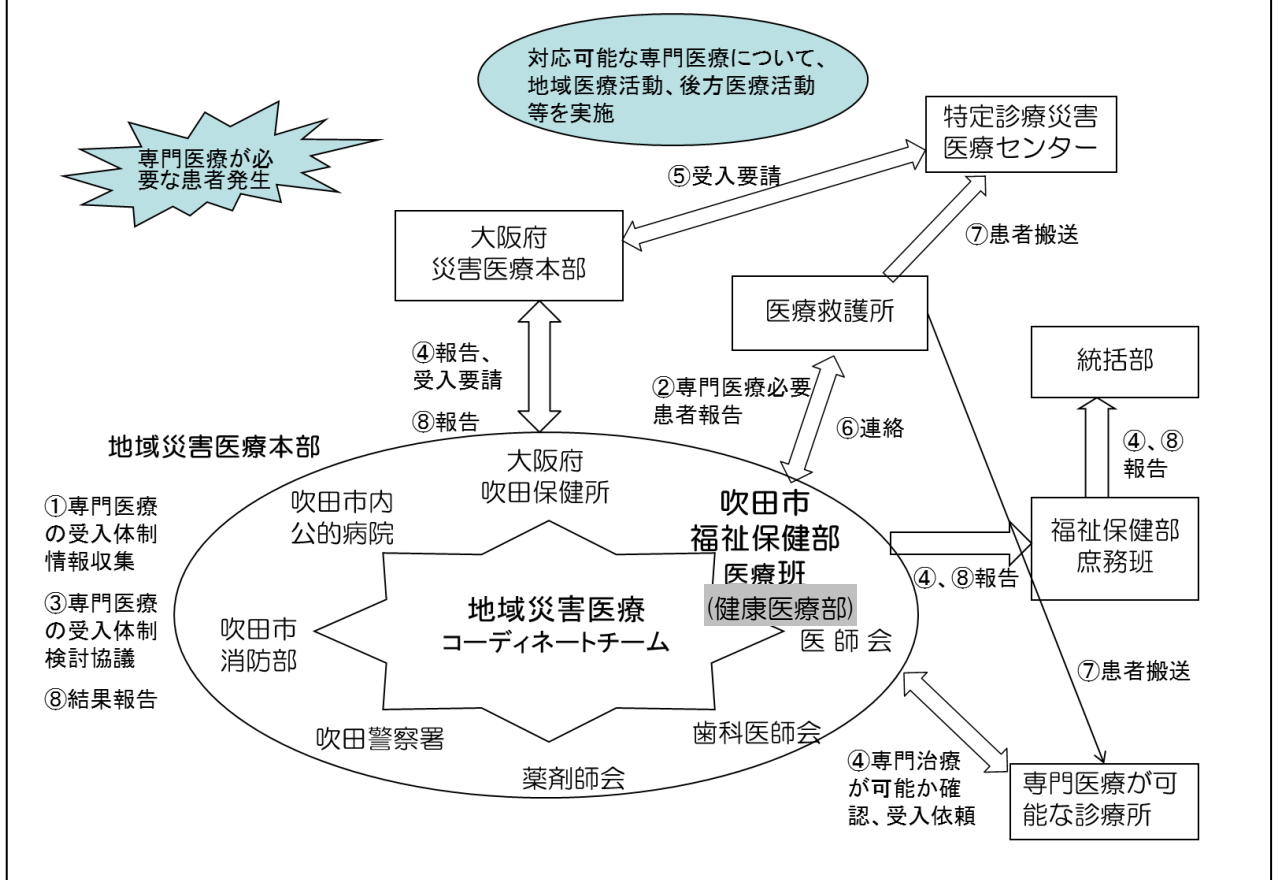
- ① 交代要員の確保
- ② 携帯電話等通信手段の確保
- ③ 医薬品等の補給
- ④ 食料、飲料水の確保（必要数の把握、統括部に連絡）



5 個別疾病対策

- (1) 地域災害医療本部では、収集した医療情報を元に、専門医療の受け入れ可能体制を整理する。
- (2) 福祉保健部医療班（健康医療部）は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患等の患者があった場合、疾病に対して診断・治療、患者の受け入れ、往診等が可能かどうかを特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関に確認し、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

5 個別疾病対策



6 保健医療ボランティアの受け入れ

医療救護において人材が不足する場合、地域災害医療本部は必要とする活動の内容、人数等を把握する。また、ボランティアが配置された場合は、ボランティアが円滑に活動できるよう対処する。

7 被災者の健康維持活動

地域災害医療本部で災害発生時における健康相談や訪問指導等の健康対策を協議し、福祉保健部医療班(健康医療部)と大阪府吹田保健所が連携して実施する。実施に当たっては、別途定めるマニュアルに従う。

8 災害発生からの時間軸に沿った主な流れ

災害発生からの時間軸に沿った主な流れは、下表のとおりである。医療救護活動に関する項目以外は、別途定めるマニュアル等に従う。

初動期	地震発生直後	勤務時間外	職員、事務所の安全確認等
			職員の参集
			災害対策本部との連携
		勤務時間内	来庁者の安全確保
			職員、事務所の安全確認
			事務所の安全確認
	地震発生～3時間	職員の参集	
		地域災害医療本部の開催	
		参集者に対する役割分担の指示	
		参集者に対する役割指定の見直しと災害活動長期化への対応準備	
	4時間～12時間	参集者の役割分担の実行、医療情報等の収集	
		地域災害医療本部での報告、協議、決定	
		地域災害医療本部での決定を受け救護所の設置	
		医師や看護師が不足する場合、地域災害医療本部を通じて大阪府へ医療救護班の派遣を要請する	
開設判断の場合は、地域災害医療本部で協議のうえ、医薬品や物資の調達			
体制が整った所から、本部に報告の上開設する、救護所の運営及び医薬品の調達			
13時間～24時間	臨時予防接種の実施		
2日目～3日目	被災者の健康維持活動の実施 (7日目以降も継続して実施)		
応急復旧期以降	4日目～7日目以降		

市内病院一覧

	病院名	住所	電話番号
大阪府災害拠点病院（地域災害医療センター）			
1	大阪大学医学部附属病院	山田丘 2-15	6879-5111
2	済生会千里病院	津雲台 1-1-6	6871-0121
吹田市災害医療センター			
3	市立吹田市民病院	片山町 2-13-20	6387-3311
災害医療協力病院			
4	国立循環器病研究センター	藤白台 5-7-1	6833-5012
5	大阪大学歯学部附属病院	山田丘 1-8	6879-5111
6	済生会吹田病院	川園町 1-2	6382-1521
7	榎坂病院	江坂町 4-32-1	6384-3365
8	大和病院	垂水町 3-22-1	6380-1981
9	皐月病院	寿町 2-7-24	6319-1191
10	井上病院	江の木町 16-17	6385-8651
11	平海病院	岸部中 4-25-6	6388-6666
12	甲聖会記念病院	江の木町 7-1	6380-0666
13	協和会病院	岸部北 1-24-1	6339-3455
14	大阪市立弘済院附属病院	古江台 6-2-1	6871-8013
15	吹田徳洲会病院	千里丘西 21-1	6878-1110

吹田市医師会：6388-4558、IP310-2385

吹田市歯科医師会：6389-1865、IP310-2386

吹田市薬剤師会：6386-8931、IP310-2387

対応別連絡表

対応内容	連絡先		電話番号		
			外線	IP電話、防災行政無線	
医療情報の収集・報告	消防部		6193-0119	IP : 801-120	
	病院部庶務班		6387-3311	IP : 210-5110	
	福祉保健部庶務班		6384-1803	IP : 200-2516	
	大阪府吹田保健所		6339-2225		
	大阪府医療対策課		6944-6027	防災無線18-200-4531, 2537, 2533	
	大阪府救急医療情報センター		6761-1199		
	市内医療機関		p 11参照		
医療救護班	派遣要請	病院部庶務班	6387-3311	IP : 210-5110	
		統括部本部班	6384-1753	IP : 200-2134~2135	
		大阪府吹田保健所	6339-2225		
	搬送	消防部	6193-0119	IP : 801-120	
		大阪府医療対策課	6944-6027	防災無線18-200-4531, 2537, 2533	
		統括部本部班	6384-1753	IP : 200-2134~2135	
医薬品等の調達	日本赤十字社大阪府支部		6943-0705		
	吹田市医師会		6388-4558	IP: 310-2385	
	吹田市薬剤師会		6389-1865	IP: 310-2387	
	大阪府吹田保健所		6339-2225		
	大阪府薬務課		6944-7129	防災無線18-200-2552, 2553	
	市内医療機関		p 11参照		
個別疾病対策	大阪府地域保健感染症課		6944-6697	防災無線18-200-2527, 3288	
	吹田市医師会		6388-4558	IP: 310-2385	
	吹田市歯科医師会		6389-1865	IP: 310-2386	
	特定診療災害医療センター	府立成人病センター		6972-1181	
		府立精神病医療センター		072-847-3261	
		府立呼吸器・アレルギー医療センター		0729-57-2121	
府立母子保健総合医療センター		0725-56-1220			
応急復旧期における健康相談	大阪府吹田保健所		6339-2225		
	吹田市医師会		6388-4558	IP: 310-2385	
	吹田市歯科医師会		6389-1865	IP: 310-2386	

IP 電話は、発信番号を押してからかけること。